

## 建白書の提出にあたって

2016年(平成28年)5月23日

福島地方裁判所いわき支部 御中

福島原発避難者訴訟原告団

いわき市民訴訟原告団

貴裁判所において審理されている福島原発避難者訴訟原告団といわき市民訴訟原告団は、この建白書を貴裁判所に提出することを決議し、賛同を募ってきました。

ところで、去る4月1日の人事異動により、貴裁判所の裁判官は1名の増員によって5名になったとのことなので、この建白書の要求はすでに実現し、無用のものになったのではないかと理解されるかもしれません。しかし、この建白書において私たちが求めている内容は、いまだ全てが実現したものとは考えていません。

けだし、この建白書において私たちが求めているのは、単に貴裁判所の裁判官が5名に増員されることではなく、これによって現在の3名による合議体を、大規模訴訟の迅速な遂行のために民訴法269条が規定する、5名の裁判官による合議体に拡大すること、そして受命裁判官による集中証拠調べ(同法268条)を実現することです。

これによって、迅速でしかも充実した証拠調べを実現して、上記の集団訴訟について、十分な審理に基づく公正な裁判を早期に実現することを求めて、この建白書を起草したものです。

つきましては、貴裁判所におかれましては、この建白書において私たちが求めたところを十分にご理解いただき、増員された人的体制を生かして5名の合議体を構成すること、そして、これによって存分に可能となる、受命裁判官による充実した集中証拠調べを実施されますよう、重ねて求める次第です。

以上

# 福島地方裁判所いわき支部の裁判官の増員を求める

## 建 白 書

現在、福島地方裁判所いわき支部に原発事故関連の係属している訴訟事件は、平成24年(ワ)第213号、同25年(ワ)第131号・第252号、同26年(ワ)第101号、同27年(ワ)第34号の避難者訴訟(第5次提訴分を含めて原告586名)、及び、平成25年(ワ)第46号・第202号のいわき市民訴訟(第3次提訴分を含めて原告1574名)、及び平成27年(ワ)第180号の南相馬市民訴訟(原告151名)、及び、原発労働者の賃金支払いを求めるなどの2件の訴訟(原告7名)などがあります。

これまでの公言訴訟事件がそうであったように、当事者が著しく多数でかつ尋問すべき証人又は当事者が著しく多数である大規模訴訟事件に置いては、争点・証拠の整理及び証拠調べのいずれの段階でも、審理が複雑かつ長期間に及びことが予想され、裁判による救済の迅速な実現が困難になる恐れがあります。

それは、いわき支部ではすでに顕著な問題となっております。避難者訴訟の提訴は2012(平成24年)年12月3日であり、いわき市民訴訟は2013年3月11日であり、前者は提訴からすでに4年2か月、後者も4年も経過してはいますが、現在の審理方式では早期の結審の見通しは不可能となっております。

このような事態は、裁判を受ける権利という観点から見れば、ゆゆしき問題であると言わざるを得ません。その最大の要因としては、裁判所の人的体制が事件処理能力の限界を超えているという問題を指摘するしかありません。いわき支部の裁判官は4名(他に填補裁判官1名)にすぎません。

いわき支部では今後とも原発関連事件数の増大が見込まれ、裁判所の処理能力の限界という問題がますます深刻化し、裁判所が機能不全に陥ります。そうなれば、今でも危うくなっている国民の裁判を受ける権利は侵害され、国民の司法に対する信頼が失われるばかりです。

ここに福島地方裁判所本庁に対して、いわき支部の裁判官、書記官の増員など必要な措置を講じるよう上申していただくことを切望します。

2016年 月 日  
住所  
氏名

福島地方裁判所いわき支部 御中